

[特殊排水処理設備] 施設保守点検維持管理業務仕様書

第1条 [特殊排水処理設備] の保守点検維持管理業務の内容及び方法は、この仕様書の定める所による。

第2条 この業務は、[特殊排水処理設備] に専門技術者及び技術員を定期的に巡回派遣し、電気機器機械等が円滑な運転を行うために保守管理を行い、更に各処理槽において生物処理機能が完全に発揮されるための処理機能管理、並びに放流水が下水道排除基準に適合するための水質管理施設の運転記録等を定期的に行い、よって [特殊排水処理設備] による除害処理の目的を達成するものとする。

第3条 受託者は点検記録表に基づき上記処理施設の運転管理業務を行うものとする。

第4条

- (1) 受託者は専門技術者及び技術員を1ヶ月に1回本施設に派遣し、機械・電気等の諸設備の点検調査を行い、更に総合的に水質の状態を把握調整し（水温・PH・薬品充填管理・処理水質分析）等を行うものとする。
- (2) 専門技術者とは [特殊排水処理設備] による除害処理として設備された機械及び電気関係にそれぞれ精通し、[特殊排水処理設備] に関する豊富な経験と知識を有する者を言う。

第5条 受託者が受託業務の履行に伴い委託者に提出する書類は次の通り。

- (1) 点検記録表
- (2) 水質分析表

第6条 委託者は定期巡回日以外で委託者の責において次の事を行わねばならない。

- (1) 機械装置の作動の確認
- (2) 日常点検時に異常箇所を発見した場合の報告

第7条 委託者は日常点検時に異常箇所を発見した場合、及び電気設備その他に故障を生じた場合には、その状況を延滞なく受託者に報告するものとし、受託者と協議の上処理を行うものとする。尚、委託者は受託者の意見を尊重するものとする。

第8条 委託者は [特殊排水処理設備] を使用するに当たり、次の事に注意し特殊排水処理設備の処理能力が十分に発揮されるように留意して下さい。

- (1) 透析機械洗浄時の大量の塩素系洗剤の使用
- (2) 感染系排水用の便器に多量の塩素系洗剤を使用しない事。

この仕様書について疑義を生じたる場合は委託者、受託者協議の上、解決するものとする。